

4. 介護サービス情報公表制度の利活用

(1) 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの公表

(介護サービス情報公表制度の今後の方向性)

介護サービス情報公表制度（以下、「情報公表制度」という。）の今後のあり方については、昨年度「介護サービス情報の公表制度の現状把握及び今後の利活用方策に関する検討会」において報告書（※）としてとりまとめられ、その中で、

- ・現在の制度は、介護サービスのみの公表となっているが、今後は地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動が必要であること、
- ・情報公表制度（システム）の利活用を促進すべきであること

などの方向性が示されているところ。（別紙資料4-1参照）

※報告書は、以下のHPから閲覧・ダウンロードできます

<http://www.espa-jyohokohyoshienjigyo.org/research/index.html>

(制度改正の内容)

今般の法改正では、市町村を中心とした地域包括ケアシステムを構築していく中で、地域で暮らす住民が地域にある社会資源（日常生活に係る相談窓口や困りごとに対する生活支援サービスなど）を把握し活用することができるよう、市町村は地域包括支援センターと生活支援等サービスの情報を公表することに努めることとされた。

(公表される内容等)

○ これらの情報を市町村が公表するに際しては、介護サービス情報公表システムを改修の上、市町村が直接当該システムを使用して公表することを可能とする予定である。

これらの情報の公表内容については、地域包括支援センターと生活支援等サービスの基本的な情報として、下記のとおり省令に位置づける予定である。

一方で、現在都道府県が使用している情報公表システムを市町村が活用できるよう必要な改修を行うことから、当該システムを活用した公表が可能となるのは平成27年10月となる見込みである。

各市町村においては、それまでの間、地域における生活支援等サービスを提供する団体の把握など、公表に必要な準備を行っていただきたいと考えている。※新しい介護予防・日常生活支援総合事業に位置づけられるサービス（多様化されたものを含む）についても、当該「生活支援等サービス」の中で市町村において公表できる枠組みとする予定であり、詳細については追って連絡する。

- また、地域包括支援センター及び生活支援等サービスの情報の公表については、市町村担当者による公表を基本としつつ、具体的な入力等の作業について地域包括支援センター職員や生活支援コーディネーターが行うことができる枠組みとする予定である。

見直し後の情報公表システムでは、現行の介護サービスの情報と同様、登録された生活支援等サービスを地図上にわかりやすく表示させる予定であり、新たに創設された生活支援体制整備事業において、生活支援等サービスの地域資源の把握や基盤整備の進捗状況の確認に是非ともご活用いただきたい。

(地域包括支援センターに関する情報の公表)

【介護保険法第115条の46第10項】

市町村は、地域包括支援センターが設置されたとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域包括支援センターの事業の内容及び運営状況に関する情報を公表するよう努めなければならない。

(省令案) ※ 現在検討中のもの。今後変更の可能性がある。

法第115条の46第10項に規定する地域包括支援センターの事業の内容及び運営に関する情報の公表は、次の各号に掲げる内容を含むものとする。

- 一 名称及び所在地
- 二 法第百十五条の四十七第一項の委託を受けた者である場合はその名称
- 三 営業日及び営業時間
- 四 担当する区域
- 五 職員の職種及び員数
- 六 事業の内容及び活動実績
- 七 その他市町村が必要と認める事項

(生活支援等に関する情報の公表)

【老人福祉法第12条の3】

市町村は、生活支援等を行う者からの提供を受けた当該生活支援等を行う生活支援等の内容に関する情報その他の厚生労働省令で定める情報について、公表を行うよう努めなければならない。

※生活支援等とは、心身の状況の把握その他の65歳以上の者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態若しくは要支援状態の軽減

若しくは悪化の防止をいう。

(省令案) ※ 現在検討中のもの。今後変更の可能性がある。

法第12条の3に規定する厚生労働省令で定める情報は、生活支援等を行う活動主体の名称及びその所在地、生活支援等の実施日及び実施時間、生活支援等を実施する区域並びに生活支援等の提供するサービスの内容及び利用料その他の市町村が適当と認める情報とする。

(多機能拠点の公表について)

- なお、「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－（平成26年6月24日閣議決定）において、「民間企業（コンビニ、飲食店等）による健康増進・生活支援・介護予防サービスの多機能拠点（総合相談、訪問・通所サービス、宅配・配食サービス、見守り等）を「街のワクワク（WAC WAC）プレイス」（仮称）として、市町村にその情報を一元的に集約して住民に提供する仕組みを来年度中に構築する」とされていることから、今後、市町村において地域の多機能拠点を把握し、生活支援等サービスの情報公表の中で、当該多機能拠点についても公表することができる仕組みとする予定である。（別紙資料4-2参照）

(2) 介護サービスにおける従業者に関する情報公表の推進

介護サービスに従事する従業者は、利用者に対して、直接サービスを提供する者であることから、従業者の情報を公表することは、利用者・家族にとって事業所選択に資する重要な指標となりうる。

また、従業者の雇用管理に関する事業所の取組状況を公表することは、雇用管理の取組が進んだ事業所への就職希望が高まるとともに、事業所同士が相互に雇用管理の取組を知ることができるようになり、結果として、雇用管理の改善につながると考えられる。

このため、利用者のサービス選択の指標として、また同時に、介護人材の確保に向けた取組の一環として、情報公表制度を活用し、従業者に関する情報の公表を以下のとおり推進していくこととする。

(従業者の資質向上に向けた取組の公表)

- 平成27年度から、介護サービス事業所の基本情報に、従業者の教育訓練のための制度、研修等、従業者の資質向上に向けた取組状況を基本情報の公表項目として追加する。

具体的には、以下のような例を参考とし、各事業所が実施している具体的な取

組内容を記載することとする。

例) 認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、ユニットリーダー研修、キャリア段位制度の取組（※）、その他事業所独自で実施している従業者の資質向上に向けた研修等（新任者研修、管理者研修等）の内容

※介護サービスの分野における実践的な職業能力の評価・認定制度として、「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」（以下「キャリア段位」という。）が平成24年度に立ち上げられ、介護従業者の資質向上に向けた全国共通の標準化された仕組みとして運用され始めたが、

- ・事業所の従業者の資質向上に向けた取組状況がわかる指標として「①アセッサーの人数」、
- ・OJT（オン・ザ・ジョブトレーニング）への取組状況がわかる指標として「②段位取得者的人数」、
- ・第三者の目を通じて、介護行為の提供に至った過程の評価への取組状況がわかる指標として「③外部評価の実施状況」があり、これらについても公表できることとする。

（雇用管理に係る情報の公表（任意規定））

○ あわせて、指定介護サービス事業所及び施設が、以下の内容を事業所が任意で公表できる枠組みを追加する。

- ①勤務時間（シフト体制 等）
- ②賃金体系（給与、賞与、定昇制度 等）
- ③休暇制度の内容及び取得状況
- ④福利厚生の状況
- ⑤離職率（常勤・非常勤別）
- ⑥その他

当該雇用管理に係る情報については、任意の公表となるため、現在、「事業所の特色」として公表されている情報と同様、事業所の責任において直接公表・更新できる仕組みとする予定であるが、上述の趣旨のとおり、利用者のサービス選択の指標や雇用管理の促進に伴う介護人材の確保に向けて積極的な公表を推進していただきたい。

（従業者に関する情報のシステム改修等について）

- 現在公表している公表項目に一定の内容を追加するためのシステム改修を行い、平成27年7月を目途にシステム上の報告・公表を可能とする予定であり、各都道府県においてはご承知置き願いたい。詳細については、追ってご連絡致したい。
- なお、介護人材確保の観点からは、ハローワークや福祉人材センターにおいて、情報公表制度の公表内容を求職者等へ提供することも有効と考えられるため、各都道府県におかれではこのような取組を介護人材確保策の一環として組み入れるなど工夫を行っていただきたい。

(3) 通所介護の宿泊サービスの公表について

通所介護の設備を利用して提供されている法定外の宿泊サービス（いわゆる「お泊まりデイ」と呼ばれるサービス）について、利用保護の観点を踏まえ、サービスの内容の透明性を高めるためにも情報公表制度を活用した公表を行う予定である。公表項目については、指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する届け出の事項とする予定であり、必要なシステム改修の上、平成27年7月を目途にシステム上の報告・公表を可能とする予定である。（届け出事項の詳細は、「5 デイサービスの見直し」を参照）

(4) スマートフォンの活用について

- インターネットやそれを閲覧する機器の普及により、近年、パソコンによるほか、スマートフォン（いわゆる多機能型携帯電話。以下同じ。）からの情報収集を行う者も増加している。

今般、介護サービス情報公表システムの機能のうち、簡易な内容が検索・閲覧できるようスマートフォン専用のアプリケーション（スマートフォン上で作業を行うソフトウェアのこと。以下同じ）を厚生労働省において開発し、平成27年4月から運用を開始する予定である。（イメージは別紙資料4-3を参照）

※平成27年4月からはAndroid対応のアプリケーションをリリース。その後、iOS対応のアプリを順次リリースする予定。

- これにより、
 - ・パソコンが手元にない場合又は所持していない場合でも、いつでも検索が可能
 - ・G P S（位置情報）機能を活用して、自宅・現在地又は遠隔地にいる家族の住所から周辺の介護サービス事業所までの道順が調べられる
- など、情報の活用の幅が広がるものと考えている。

(5) 平成26年10月に実施したシステム改修について

○既に連絡している通り、介護サービス情報公表システムに常設している利用者のアンケート結果等を踏まえ、公表画面や操作性、機能等の改善を平成26年10月に実施した。(見直しの概要については別紙資料4-4参照)

○今回のシステム改修は、閲覧しやすさ等の向上を図る観点から行われたものであり、各都道府県におかれては見直しの内容について周知し、今後、管内の地域住民に対する制度・システムの普及啓発を図って頂きたいと考えている。(新しい普及啓発用のパンフレットについては、厚生労働省ホームページからダウンロードが可能)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kouhyou/index.html

※今後のシステム改修のスケジュールの全体像については別紙資料4-5を参照
なお、平成27年度からの報酬改定により、加算等の見直しがされる予定であり、これに対応するための報告様式の見直しやシステム改修も実施予定。

(6) 事業所の特色の公表について

現行のシステムにおいては、全国一律の公表項目に加え、事業所の任意で事業所の特色やそれぞれの持ち味となる取組(※)について、積極的に情報発信できる機能を追加しているところであり、当該情報の活用は事業者・利用者双方に有益と考えられるため、都道府県におかれては、管内の事業所において、積極的な活用がなされるよう引き続き周知等をお願いいたしたい。

※ 現在公表されている事業所(約19万事業所)のうち、この機能を活用している事業所は約13万事業所。

(7) ガイドラインを踏ました調査の実施について

前回(平成23年)の改正介護保険法における附帯決議を踏まえ、国は都道府県が実施する調査のガイドラインを策定し(別紙資料4-6参照)、これに基づき都道府県は調査の指針を策定し、調査を実施することとなったところである。

各都道府県の指針の策定状況については、別紙資料4-7のとおりであり全ての都道府県において策定されているところである。

都道府県におかれては、公表されている情報の正確さを確保するため、引き続き適正な調査の実施に努めていただくようお願いしたい。

(8) 指定都市への権限委譲について

介護サービスが市町村域を越えて提供されている実態を踏まえ、介護サービス情報の公表制度については、広域性をもつ都道府県が実施主体とされているところであるが、地方分権改革の推進に向けて、指定都市及び指定都市を有する都道府県の意向も踏まえ、指定都市への権限移譲を行うことが閣議決定されているところである。

指定都市への権限移譲にあたっては、国で管理するシステムの所要の改修を行う必要があることから平成29年度以降の実施を予定しているが、詳細を含め、追って都道府県にはお知らせいたしたい。

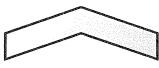
介護サービス情報の公表制度の現状把握及び今後の利活用方策に関する検討会報告書 概要

- 本検討会の目的
介護サービス情報の公表制度（以下、「情報公表制度」という。）の現状と課題を把握するとともに、2025年を目指とした地域包括ケアシステム構築へ向けた取組について検討を行う。

1. 地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動

- 地域包括ケアシステムの実現を情報提供の面から推進するため、介護サービスとともに、その他の多様な地域資源の情報とを一元化し、介護サービス情報公表システムを活用して、地域包括ケアシステムに関連する情報を一体的に発信すべき

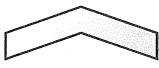
方 向 性



2. 利用者のサービス選択支援に向けた取組の推進

- 本制度がより利用者の介護サービス選択を支援できる制度となるため、「前回の制度改正で都道府県の裁量で公表を行うことのできる情報が追加されたことや、関連する他施策の動向等を踏まえ、利用者のサービス選択を支援する情報の充実や提供方法の改善を図るべき

方 向 性



※その他、提供されるサービスの透明性確保の観点から、情報公表制度を活用して法定外の宿泊サービスの情報を公表

3. 情報公表制度の利活用を促進

- 国民の求める情報や介護等が必要となる利用者層は、時代とともに変化し入れ替わっていくことを踏まえ、現役世代を含めた制度の継続的な普及・啓発と情報公表システムの定期的な見直しを行っていくべき

方 向 性

- 利用者のための情報の「見える化」の支援
 - ・サービス選択を支援する機能の充実（事業所の特色の充実、比較・検討するための情報提供方法の改善等）
 - ・従業者に関する情報提供の円滑な実施
 - ・キヤリア段位等、事業所の主体的な取組に関する情報の充実

方 向 性

- 高齢者の総合相談から介護サービス等の利用の起点となる地域包括支援センターの情報や社会参加
 - ・高齢者の在宅生活を支える生活支援や社会参加に関する情報を追加

方 向 性

- 利用者のための情報の「見える化」の支援
 - ・サービス選択を支援する機能の充実（事業所の特色の充実、比較・検討するための情報提供方法の改善等）
 - ・従業者に関する情報提供の円滑な実施
 - ・キヤリア段位等、事業所の主体的な取組に関する情報の充実

方 向 性

- 地域包括ケアシステムに関連する地域資源を一元的に映し出しながら情報提供
- 事業所の情報発信機能を強化するとともにサービス選択に資する情報を充実させることで、国民の適切なサービスの選択を促進

今後の介護サービス情報公表制度の活用の方向性

地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動

- 高齢者の総合相談から介護サービス等の利用の起點となる地域包括支援センターの情報を追加
- 高齢者の在宅生活を支える生活支援や社会参加に関する情報を追加

利用者のサービス選択支援に向けた取り組みの推進

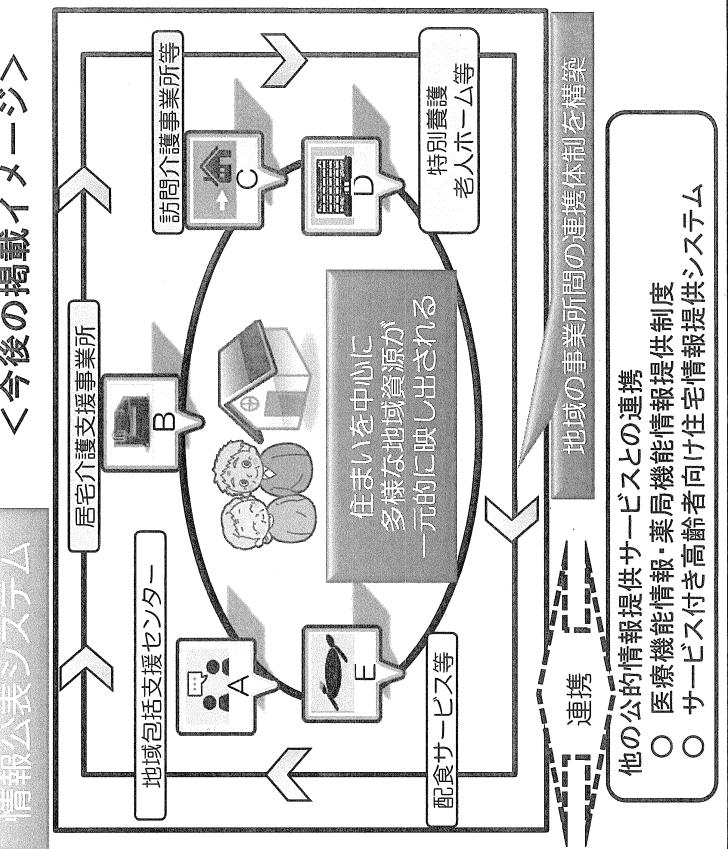
- 利用者のための情報の「見える化」の支援
 - ・事業者に対する情報提供の円滑な実施
 - ・キャリア段位等、事業所の主体的な取組に関する情報の充実

情報公表制度の利活用を促進

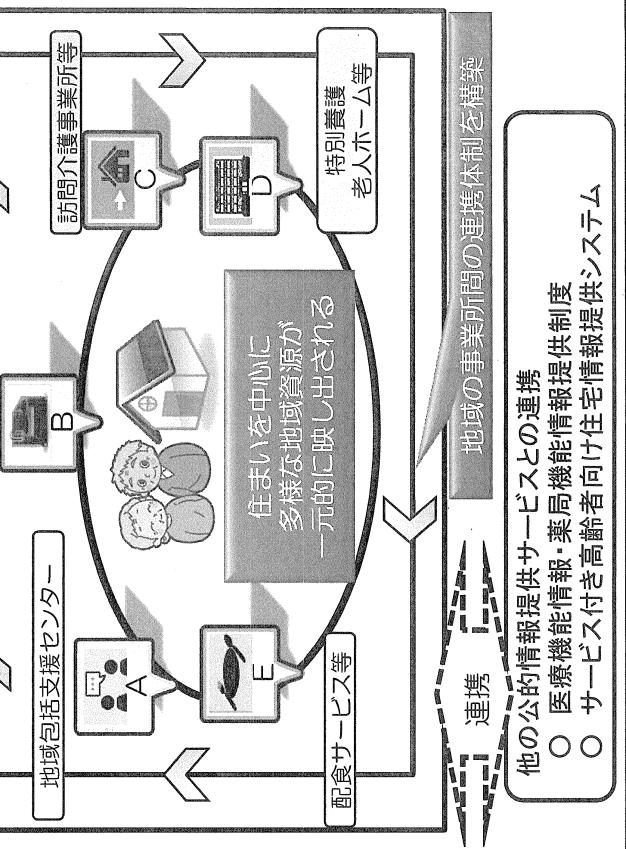
- 代とともに介護等を必要とする世代は入れ替わっていくことから、現役世代を含めた継続的な普及・啓発の推進
- 時代のニーズに対応したシステムとなるよう定期的に改善

⇒ 地域包括ケアシステムに関連する地域資源を一元的に映し出しながら情報提供
 ⇒ 事業所の情報発信機能を強化するとともにサービス選択に資する情報を充実させることで、国民の適切なサービスの選択を促進

(制度の主な利用者) <見直しにより目指す効果>



<今後の掲載イメージ>



- 介護サービス以外の地域資源に関する情報の充実により、住み慣れた地域で在宅生活を続けるために必要な情報を一体的に取得・活用
- 比較・検討するための情報の充実等を通じて、より自分にふさわしいサービスを選択
- 事業所の運営理念やサービス提供に向けた独自の取組等の情報発信機能を積極的に活用し、利用者のサービス選択を支援
- 従業者に関する情報発信に主目的に取り組むことにより、雇用管理の取組を促進。サービスの質の向上と人材確保にも寄与
- 多様な主体が提供する生活支援等のサービスが一元的に把握できるため、総合相談やケアマネジメント等で活用
- 多様な地域資源の整備状況を「見える化」し、一體的に把握できるため、地域包括ケアシステムの構築へ向けた取組をさらに推進するとともに、地域の事業所間の連携体制を構築



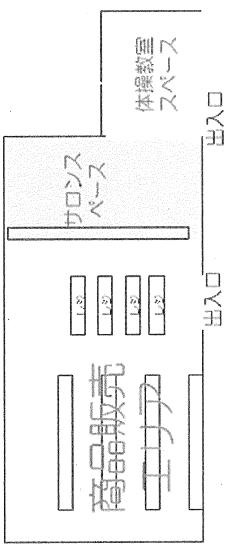
別紙資料4-2

生活支援・介護予防サービスへの民間企業の参入推進

○ 民間企業(※1)による健康増進・生活支援・介護予防サービスの多機能拠点(※2)を「街のワクワク(WAC WAC)プレイス」(仮称)と称して、市町村に一元的に情報集約して住民に提供する仕組みを構築

- ※ 1 例え(ば)スー)パー・コンビニ、飲食店、ファイットネスクラブ等
※ 2 ①総合相談・健康相談、②訪問型サービス、③通所型サービス、④買い物支援、⑤宅配・配食サービス、
⑥見守り

例 1 スーパー・コンビニ等の店舗にサロン・
体操教室などを組み合わせ



例 2 喫茶店にサロンを併設し、認知症の方・
家族を支援



「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－（平成26年6月24日閣議決定・抜粋）

第二 3つのアクションプラン

二 戰略市場創造プラン

テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸

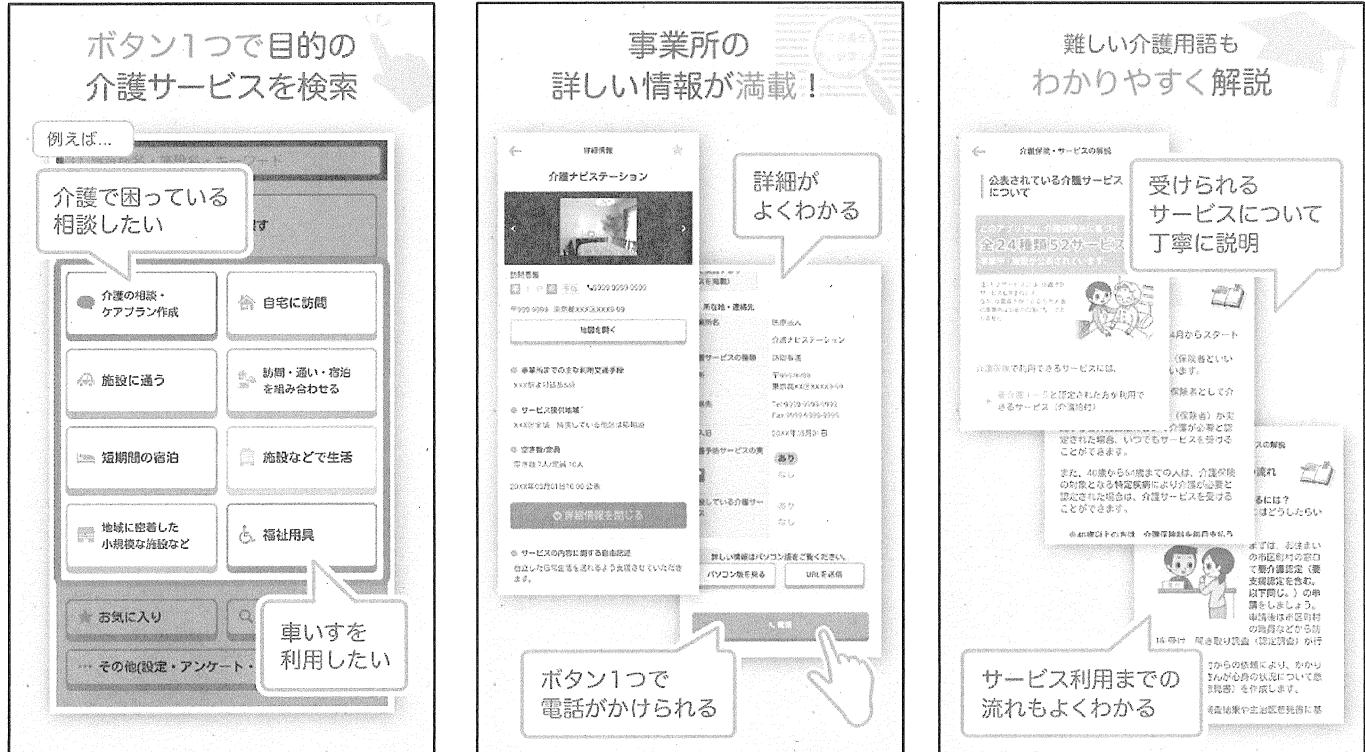
(3) 新たに講すべき具体的的施策

ii) 公的保険外のサービス産業の活性化

- ②ヘルスケア産業を担う民間事業者等が創意工夫を発揮できる市場環境の整備
民間企業（コンビニ、飲食店等）による健康増進・生活支援・介護予防サービスの多機能拠点（総合相談、訪問・通所型サービス、宅配・配食サービス、見守り等）を「街のワクワク(WAC WAC)プレイス」（仮称）として、市町村にその情報を一元的に集約して住民に提供する仕組みを来年度中に構築する。

別紙資料4-3

介護サービス情報公表システム スマホアプリ版スクリーンショット(案)



利用者の閲覧性の向上を図る観点から、情報公表システムの機能を改善

比較機能の充実

- 一度に比較出来る事業所数をこれまでの3件から30件まで拡大。これまでの比較方法のほか、利用者が事業所を選択する際のポイントとなる情報を絞つて比較できるよう項目を整理。
- さらに、事業所間で内容が異なる項目が一目で分かるよう着色して表示。

検索機能の充実

【「住まいからの検索」を新設】

自分の住まいを中心とした事業所検索を可能とし、「距離」も表示。
※住まいからの距離順に並べ替えることも可能

【県外の隣接する市町村も一體的に検索可能に】
これまでの都道府県単位の検索から、都道府県をまたぐ(隣接する県外の市町村を含めた)事業所検索を可能にする。

※その他、都道府県トップページ上段に「簡易検索」機能を追加(キーワード等から簡単に検索できる)

見やすさ等の改善

- 検索結果一覧を見やすく工夫し、一度に表示できる件数について、これまでの5件から50件まで拡大。
- ソート機能の充実(住まいからの距離、公表日、開始年月日、空き状況、利用者数 等)
- 全体的に見やすさを工夫(「事業所の特色」ページにおいてグラフを活用 など)

別紙資料4－5

介護サービス情報公表システム改修のスケジュール（現時点の予定）

※「見やすさ等の改善」や制度改正にも対応していくため、段階的にシステム改修を実施していく。

改修事項	具体的な項目	平成27年3月	平成27年10月	平成28年以降
公表面積等機能改善 (見やすさ等の改善)	○従業者に関する情報 の追加(キャリア段 位に関する取組情報 を含む) ○スマートフォンアプリの開 発(GPS(位置情報)の活用 による簡易検索、事業所ま での道順検索等が可能に)	○制度改正の対応	制度改正の対応	地方分権改革 への対応

別紙資料4-6 「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針策定のガイドライン

平成24年3月13日 厚生労働省老健局振興課長通知

I 調査が必要と考えられる事項

- A 調査を実施すべきと考えられる事項
- 新規申請時又は新規指定時
(調査項目の例)
新規申請時に調査することが必要と判断される項目を中心に行なう。
 - 新規申請又は新規指定時から一定期間(毎年実施)
(一定期間の例)
新規申請から3年間は毎年実施
 - 調査項目の例)
運営情報の項目を中心に行なう。
 - 事業者自ら調査を希望する場合
(調査項目の例)
事業者の希望に応じ、全ての項目若しくは運営情報を調査
 - ※ 公表システムにおいて、自主的に調査を受けた事業所であることを明示し公表する。

B 地域の実情に応じて、調査を実施するものと考えられる事項

- 更新申請時
(調査項目の例)
更新申請時に調査することが必要と判断される項目を中心に行なう。
- 調査による修正項目の割合に応じ実施
(調査実施の例)
修正項目の割合が一定以上の場合には、次年度も調査を実施
・修正項目の割合に応じ調査頻度を設定し実施
- 一定年数毎に実施
(調査間隔の例)
2年ごとに調査

II 調査を行わないなどの配慮をすることが適当と考えられる事項

- 第三者評価など、第三者による実地調査等が行われている場合
(配慮の例)
 - ・福祉サービス第三者評価を定期的に実施している事業所については、調査を行わないこととする。
 - ・外部評価が義務付けられている地域密着型サービス事業所については、調査を行わないこととする。
- 1事業所において複数サービスを実施している場合
(配慮の例)
主たるサービスの調査を実施することにより、他のサービスについては、調査を行わないこととする。

III 他制度等との連携等より効率的に実施することが可能と考えられる事項

- 報告内容に虚偽が疑われる場合
(調査方法等の例) 疑いのある項目を中心に行なう。
- 公表内容について、利用者等から通報があつた場合
(調査方法等の例) 通報があつた項目を中心に行なう。
- 実地指導と同時実施
(調査方法等の例) 実地指導の内容を考慮のうえ、連携し調査
- 状況に応じて、調査する項目を選定して実施
- その他必要に応じて実施する場合
(調査方法等の例) 食中毒や感染症の発生、火災等の問題が生じた場合に、必要な項目について管内の事業所を調査
- 状況に応じ行政指導等と連携し調査

別紙資料4-7

【概要版】介護サービス情報の公表制度 一調査指針の策定状況について（平成26年度）

1. 調査の実施について

■調査が必要と考えられる事項

調査を実施すべきと考えられる事項			地域の実情に応じて、調査を実施するものと考えられる事項		
新規申請時又は新規指定時	新規申請又は新規指定時から一定期間	事業所自ら調査を希望する場合	指定の更新申請時	調査による修正項目の割合に応じ実施	一定年数ごとに実施
15	6	30	4	0	8

■調査を行わないなどの配慮をすることが適当と考えられる事項

第三者評価などが行われている場合	1事業所において複数サービスを実施している場合
18	7

■他制度等との連携等により効率的に実施することが可能と考えられる事項

報告内容に虚偽が疑われる場合	公表内容について、利用者等から通報があった場合	実地指導と同時実施	状況に応じて、調査する項目を選定して実施	その他必要に応じて実施する場合
36	28	10	5	16

2. 手数料の徴収について

■公表手数料

徴収する	徴収しない
9	38

■調査手数料

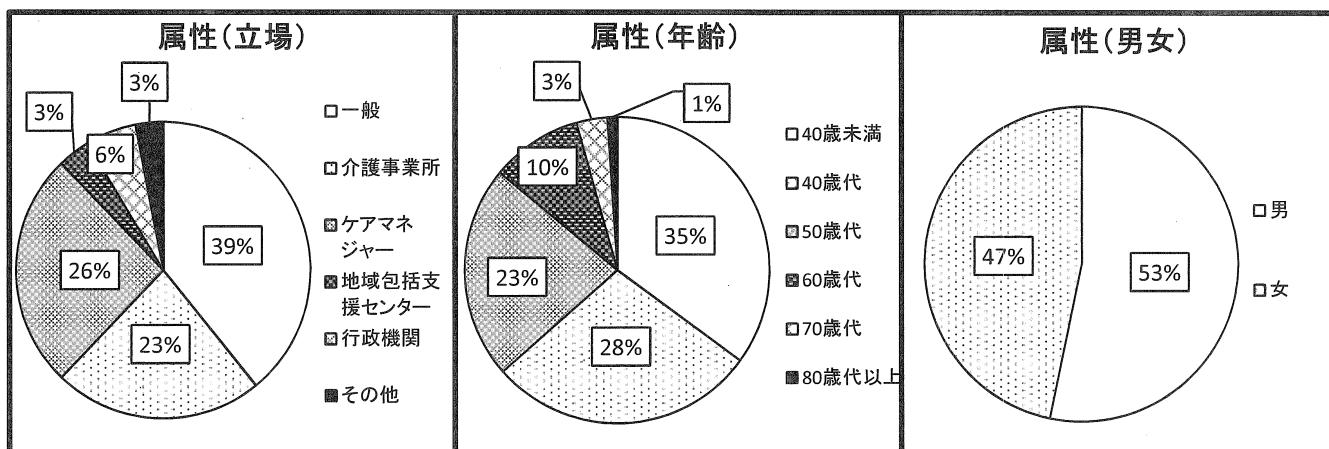
徴収する	徴収しない
15	32

(概要) 情報公表システムアンケート集計結果

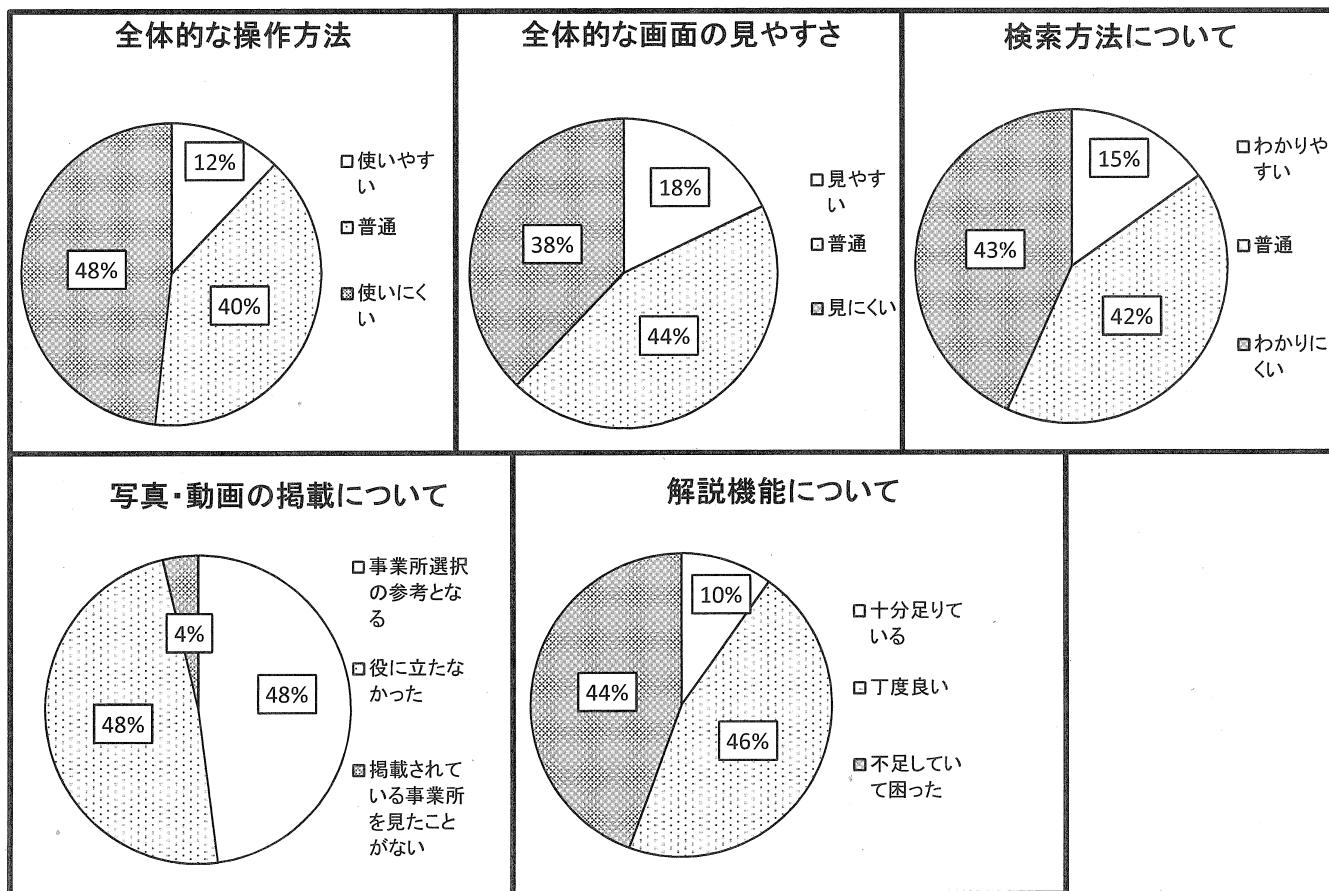
参考資料1

- 集計期間：平成24年10月1日～平成27年1月31日
- 集計客体数：1,776件

1. 回答者の属性



2. 回答者の情報公表システムに対する感想



参考資料2

介護サービス情報公表制度見直しの全体像

- 地域包括ケアシステム構築の観点から、現在公表されている介護サービス事業所の他に、地域包括支援センターと配食や見守り等の生活支援の情報について、本公表制度を活用し、広く国民に情報発信を行う。また、通所介護の設備を利用して提供している法定外の宿泊サービスの情報も公表。
- 今後、介護人材の確保が重要なとなる中、各事業所における雇用管理の取組を推進することが重要であり、現行の従業者等に関する情報公表制度見直しの実施を行なう。
- インターネットを通じて情報を入手することができる方に対しても、地域包括支援センター等で情報公表制度見直しの実施を行なう。

